

高教組速報

長崎高教組 長崎市中川 2 丁目 2-5 TEL (095) 827-5882

2017年度
第9号

2017年12月6日
文責 馬場 隆

退職手当見直しに関わる県教委交渉 (12/5)

県教委は 国と全く同じ内容の引き下げを1月1日に実施することを提案

政府が国家公務員の退職手当引き下げの法案を提出したことを受けて、県教委が長崎県の教職員の退職手当を見直しの提案をしたいと連絡してきたため、高教組は、12月5日に第1回交渉を行いました。交渉には高教組から小田委員長他5人が、県教委から柴田教職員課長他6人が参加しました。

引き下げ額は教諭の一般的モデルで 80万9千円余 (高教組試算)

交渉で県教委が提案した内容は、政府が提出している引き下げ法案と同様に、来年の1月1日に、退職手当の基本額にかかる調整率を現行の87/100から83.7/100に引き下げるといふものです。この引き下げが実施された場合、勤続35年以上で定年退職する高校の教諭の場合、高教組の試算では、現行より80万9492円の引き下げとなります(引き下げ額は各人の退職時の給料月額、給料の調整額や教職調整額の有無によって異なります)。

5年前に続いて退職金が削減になれば、 教職員の退職後の生活への不安が高まる

県教委の提案に対して高教組の参加者は、「20年前に退職金で返すことも予定に入れて家のローンを組んだが、5年前の引き下げで計画がガタガタになった。その上に退職金の削減が続けば、退職後どんな生活になるのかと思う」「若い世代も5年ごとに退職金がかかるかもしれないと思えば、退職後の生活への不安が高まる」など5年前の大幅削減に続いての削減が教職員に与える影響を口々に訴えました。これに対して県教委は「職員にとって影響が大きいことは十分に理解している」と述べつつ「公務員の給与については民間と比べて調整するということが県民に理解してもらっている中で、これをやらないということは言えない」と回答しました。

一般職員の方が校長よりも引き下げ率が 高くなるような削減のしかたもおかしい

高教組は、民間との差を調整しなければならないということであっても、今回の提案は退職手当全体(基本額+調整額)で調整するのではなく、基本額で調整することになっているので、基本額の割合の大きな一般職員ほど、退職手当全体での引き下げ率は高くなること(教諭と校長の一般的なモデルで高教組が試算した結果、教諭の引き下げ率は3.52%で、校長は3.34%)を指摘し、職員間に不公平を生じさせる提案内容を批判しました。これに対して県教委は、「不公平になるから不満だという気持ちは理解するが、我々は国に準じて引き下げるといふ提案をしているので、引き下げのしかたは独自にというのは、制度上不可能ではないが、現実的にはできない」と回答しました。

1月1日実施の提案を12月の交渉で することは通常ではあり得ない

高教組は、実施日を1月1日とする提案についても、「今日(12月5日)の段階で1月1日に実施したいという提案は通常ではあり得ない」と批判しました。これに対して県教委は、「そういう批判は覚悟していたが、国に準じてという考え方の中で、実施日についても1月1日で提案した」と、ここでも県独自の判断を回避する回答を繰り返しました。高教組は、5年前の見直しの際も一旦は国と同じ1月1日で提案したが、交渉の結果、4月1日に修正したことで、他県で起きた「駆け込み退職」の混乱はなかったと指摘し、仮に見直しをするのであれば、5年前と同様の判断をすべきだと主張しました。

交渉の最後に県教委は、「今日聞いた話は一旦持ち帰る」として交渉の継続を確認しました。